

第1 行政評価・監視の目的等

1 目的

この行政評価・監視は、家畜の伝染性疾病の発生予防対策及びまん延防止対策の推進を図る観点から、家畜伝染病対策の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

農林水産省、環境省、厚生労働省、文部科学省

(2) 関連調査等対象機関

都道府県、市町村、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、関係団体等

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 5局（北海道、東北、中部、近畿、九州）

沖縄行政評価事務所

行政評価事務所 11事務所（岩手、秋田、栃木、群馬、新潟、山梨、鳥取、島根、熊本、宮崎、鹿児島）

4 実施時期

平成26年8月～27年11月